



平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

# 運輸安全マネジメントの取り組み

Management of Transport Safety



## 輸送の安全に関する基本的な方針

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及び改善（PDCA サイクル）を確実に実施し、全従業員が「安全最優先」（すべての行動において安全を最優先する）のもと業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

## 社内安全方針

「潜在危険の予測と安全措置の徹底」

～ 行動に伴う潜在危険の予測をなし、その対応として安全に対する具体的措置、対策を効果的に講ずることが必要である。潜在危険の予測なくして、安全管理の具体化、実行は期し得ないことに留意しなければならない。

## 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

### 1 平成 28 年度の目標達成状況

前年度の有責事故件数 3 件に対して、33%削減の 2 件以内にする目標を掲げ事故防止対策に取り組んでまいりました。その結果、平成 28 年度中の有責事故件数は前年度対比 33%減の 2 件に削減することができ、目標を達成し成果をあげることができました。

なお、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故及び故障等につきましても目標 0 件に対し、実績 0 件と目標を達成することができました。

### 2 平成 29 年度の目標

前年度の有責事故件数 2 件に対して、50%削減の 1 件以内を目標値とします。なお、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故及び故障等は、前年度に続き 0 件を目標値とします。

## 輸送の安全に関する重点施策

### 1 健康管理体制の強化

「プロドライバーとして、責任ある仕事をするために常に健康な状態・万全の態勢で乗務する」を業務遂行の大前提と考えます。法令に定められた健康診断の完全受診や受診後のフォロー体制、点呼時の健康チェック、SAS（無呼吸症候群）のスクリーニング検査の積極導入など、ドライバーが健康な状態で乗務できるよう常に管理の目を向け続け、また健康管理の重要性についても指導強化していきます。

## 2 輸送の安全に関する教育及び研修の充実

安全かつ法令等を順守した業務遂行に必要な関係法令等や規則の教育指導を、定期的にドライバー教育の一環として盛り込みます。また、危険予知トレーニングの強化や事故事例研究を通して社内安全方針である「潜在危険の予測と安全措置の徹底」を体得していきます。

さらに、社内指導者による整備講習を実施し、車両メンテナンスに関する専門的技術の向上、習得を目指します。

## 3 輸送の安全に関する内部監査の実施

年2回の定期及び随時に内部監査を行い、必要な是正措置及び予防措置を講じます。

### 輸送の安全に関する計画

#### 1 安全管理委員会の開催

社長、管理職及び各営業所のリーダーで構成され、安全に関する実務についての審議、決定、調整組織として位置づけられています。

#### 2 ドライバーミーティング（ドライバー教育・指導）の開催

各リーダーが主体となり、年間教育計画及び月間指導項目に基づき毎月実施します。

#### 3 ドライバーに対する添乗監査の実施

管理職が各ドライバーに対し、安全運転、安全行動、安全作業などについてそのレベルを判定・把握し、改善事項等について指導を行うため添乗監査を実施します。

### 本年度教育及び研修の計画（平成29年度計画）

会議・研修名	開催予定
安全管理委員会	年4回
ドライバーミーティング	毎月
危険予知訓練	毎月
危険物取扱者安全ミーティング	年2回
ドライビングシミュレーター研修	年1回
リーダー実務研修（運行管理）	年1回
リーダー実務研修（運輸関係法令等）	年1回
リーダー実務研修（労務管理）	年1回
整備技術講習会	年4回
添乗監査	年1回
社員全体研修（輸送の安全に関する講習等）	年1回



### **情報の連絡体制の確立**

毎月開催の安全管理委員会及びドライバーミーティングを通し、社内全体が輸送の安全に関する方針や情報等を共有します。また、事故等発生時については、速やかにその発生原因を精査し、社内全体へ事故事案並びに防止対策を周知徹底することにより以後の事故防止態勢を強化します。

### **輸送の安全に関する組織体制**

安全管理体制及び安全管理委員会の運用については別添資料 1 及び 2 を参照してください。

**安全管理最高責任者**  
社内全般の安全管理を行う  
(代表取締役)

**安全管理最高責任者補佐**

- ・安全管理最高責任者の補佐
- ・社内安全管理業務全般の調整、事務
- ・安全、衛生管理に関する施策の運用
- ・事故及び安全衛生に係る統計
- ・安全管理委員会の運営
- ・事故報告書に係る事務
- ・安全及び衛生に関する教育の実施
- ・その他安全衛生に関する事項

(総務部長)

**運行管理担当**

- ・運行管理上必要な安全確保に関する事項の指示及び命令
- ・運行管理に関する指導
- ・安全行動の監視、危険要因の排除

(配車担当係長)

**安全教育担当**

- ・新人添乗教育の実施
- ・年次添乗評価の実施
- ・安全及び衛生教育に関する事務

(横浜営業所 リーダー)  
(栃木営業所 リーダー)  
(長野営業所 リーダー)

**横浜営業所 安全管理責任者**

- ・横浜営業所全般の安全管理を行う
- ・専門部会の招集、統括

(車両管理部長)

**横浜営業所 安全主任者**

- ・車両、資機材及び個人装備に関する保  
全管理の指導並びに定期点検の実施
- ・運行業務全般における安全管理、危険  
要因の排除等実務的な指導
- ・営業所車庫及び施設の点検
- ・車両、資機材及び個人装備の点検指示  
及び点検状況の確認
- ・安全行動の監視、危険要因の排除
- ・事故報告書の作成及び報告
- ・ドライバーとのミーティングの実施
- ・その他安全管理に関し必要な事項

(リーダー)

**栃木営業所 安全管理責任者**

- ・栃木営業所全般の安全管理を行う
- ・専門部会の招集、統括

(営業所長)

**栃木営業所 安全主任者**

- ・車両、資機材及び個人装備に関する保  
全管理の指導並びに定期点検の実施
- ・運行業務全般における安全管理、危険  
要因の排除等実務的な指導
- ・営業所車庫及び施設の点検
- ・車両、資機材及び個人装備の点検指示  
及び点検状況の確認
- ・安全行動の監視、危険要因の排除
- ・事故報告書の作成及び報告
- ・ドライバーとのミーティングの実施
- ・その他安全管理に関し必要な事項

(リーダー)

**乙畑倉庫 安全主任者**

- ・フォークリフト、資機材及び個人装備に  
関する保全管理の指導
- ・倉庫業務全般における安全管理、危険  
要因の排除等実務的な指導
- ・倉庫及び施設の管理
- ・フォークリフト、資機材及び個人装備の  
点検指示及び点検状況の確認
- ・安全行動の監視、危険要因の排除
- ・事故報告書の作成及び報告
- ・ミーティングの実施
- ・その他安全管理に関し必要な事項

(倉庫リーダー)

**長野営業所 安全管理責任者**

- ・長野営業所全般の安全管理を行う

(営業所長)

**長野営業所 安全主任者**

- ・車両、資機材及び個人装備に関する保  
全管理の指導並びに定期点検の実施
- ・運行業務全般における安全管理、危険  
要因の排除等実務的な指導
- ・営業所車庫及び施設の点検
- ・車両、資機材及び個人装備の点検指示  
及び点検状況の確認
- ・安全行動の監視、危険要因の排除
- ・事故報告書の作成及び報告
- ・ドライバーとのミーティングの実施
- ・その他安全管理に関し必要な事項

(リーダー)

**1 安全管理委員会**

- (1)実施事項
- ・業務全般の安全管理対策及び災害防止施策の検討、審議。
  - ・安全衛生に係る計画の作成、実施及び改善に関すること。
  - ・労働災害及び事故の再発防止対策に関すること。
  - ・特異事故事案等の原因究明。
  - ・安全及び衛生に係る教育、指導に関することの審議、調整。
  - ・その他安全及び衛生に関し必要な事項。

## (2)人事

委員長	代表取締役
委員	安全管理責任者、安全管理最高責任者補佐、安全主任者
書記	各安全主任者及び安全主任補助者が交代で行う

## (3)その他

- ・安全管理最高責任者補佐は会務を統括し、安全管理委員会を円滑に運営する。
- ・委員会は原則として毎月最終土曜日に行うものとする。
- ・特に必要があると委員長が認めた場合は、委員会を招集する。
- ・委員長は特に必要と認めた場合、委員会に委員以外の者を出席させるものとする。

**2 専門部会**

- (1)実施事項
- ・各グループの特性に応じ、安全管理委員会の実施する事項を行うものとする。
  - ・専門部会は以下のグループを単位として、必要に応じて安全管理責任者が招集する。
  - ・安全管理責任者は、必要があると認めた場合、以下に掲げる2以上のグループをもって部会を行うために、その召集をすることができる。

## (2)人事

横浜特装専門部会	部会長	横浜営業所 安全管理責任者
	部員	横浜営業所 安全主任者 安全管理責任者の指名する者
	書記	横浜営業所 安全主任者

栃木特装専門部会	部会長	栃木営業所 安全管理責任者
	部員	栃木営業所 安全主任者 安全管理責任者の指名する者
	書記	栃木営業所 安全主任者

栃木営業所倉庫専門部会	部会長	栃木営業所 安全管理責任者
	部員	安全管理責任者の指名する者
	書記	安全管理責任者の指名する者

乙畑倉庫専門部会	部会長	栃木営業所 安全管理責任者
	部員	乙畑倉庫 安全主任者 安全管理責任者の指名する者
	書記	乙畑倉庫 安全主任者

## (3)その他

- ・部会長は会務を統括し、決議事項を安全管理最高責任者補佐に報告する。
- ・安全管理最高責任者補佐は、上記報告事項を社長へ報告するとともに必要な措置を講ずるものとする。